

# 2012年度 事業計画

社団法人デジタル放送推進協会

# 社団法人デジタル放送推進協会 2012年度事業計画

【2012年4月1日～2013年3月31日】

本事業計画（案）は、2012年度も国の補助事業にDpaが継続して参画することを前提として、デジサポ事業および衛星セーフティネット事業を盛り込んでいる。Dpaが補助事業者として採択されなかった場合は事業計画を修正する。

## はじめに

社団法人デジタル放送推進協会（Dpa）のこれまでの歩みを辿ると、テレビ放送事業者と受信機メーカーが中心となって2000年のBSデジタル放送開始時にBPA（BSデジタル放送推進協会）を設立したことに始まり、2003年の地上デジタル放送開始時にD-PA（地上デジタル放送推進協会）の設立、2006年のワンセグ開始に伴う通信事業者の参加、そして2007年の両団体の統合によるDpa誕生など、何度かの変遷を経て現在の姿となった。

また、2008年からは「完全デジタル移行」に向けて、「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」事業、「衛星利用による暫定的難視聴対策（衛星セーフティネット）」事業など国費によるさまざまな施策を担う事業主体として大きな変貌を遂げた。

このように、Dpaはその時々々の社会の状況とニーズに合わせてその姿と役割を変えてきたが、放送という社会インフラにおけるきわめて重要な部分を担ってきたことは変わらない。

そして昨年2011年7月24日にDpaが当面の大目標としてきた「アナログ放送の終了」が東北3県を除く44都道府県において無事達成された。一方、経済のグローバル化および急速なメディアの変容などによりDpaおよび会員各社を取り囲む環境も大きく変わってきている。Dpaは今またその姿を変える時期を迎えている。

こうした認識に基づきDpaでは、「新公益法人制度」への対応が迫られている時期でもあり、この機会に今後のDpaのあり方を議論し事業体制の再構築を図るべく、運営委員会のもとに「基本課題検討部会」を立ち上げた。この検討部会では、主に「2012年度Dpa一般会計予算規模と事業概要のとりまとめ」と「新公益法人制度への対応の方向づけ」の2点について昨年9月から4回にわたって議論を行い運営委員会への報告・審議を経て、12月1日の臨時理事会に諮った結果、原案どおり承認を受けている。本事業計画・予算（案）は、この方針に基づくものである。

まず、2012年度Dpa事業の概要については、下記を主な柱として推進することで共通認識を得た。今後はこれを基本に具体化を進めていくこととしたい。

- 「国費事業の安定的推進～“完全デジタル移行”の実質的完成を目指す」
- 「BSのパワーアップ/普及促進」
- 「通信を含めたデジタル放送新時代への対応」
- 「厳正な補助金管理/コンプライアンス」
- 「Dpaの新社団体制への円滑な移行推進」

この中で特に「国費事業の安定的推進」については、Dpaが今後も事業主体として責任をもって国費事業を推進していくためには、一般会計からの必要経費の一部支弁も含めて、業務推進と管理監督の両面で事業者責任を十全に果たしていくことが求められるとの認識を確認した。

また、2012年度一般会計の予算規模については大幅な見直しを行い、本年度予算の1/2程度、3億円を上限として策定することが合意された。これを受けて2012年度は、大目標を達成した地デジ普及促進事業などの事業費を大幅に縮減するとともに、管理費についても国費事業の安定的な推進体制を維持しつつ、組織をスリム化しながら効率的な業務運営を行っていくこととしたい。

Dpaが実施する補助金事業に関しては、2012年度は予算規模で今年度の2/5程度、要員規模では1/3程度となることが想定されているが、すでに多額の補助金が長期にわたって投じられた事業であるだけに、今後の事業運営に当たっては、これまでも増して透明性・説明性の確保とコンプライアンスの徹底、そして費用対効果に留意した厳正な業務管理・予算執行が求められる。また、各々の国費事業の進展に合わせて、役目を果たし終えた業務についてはその都度的確かつ円滑に組織体制を縮小していく事も重要な課題となると認識している。

このほか、当協会の従来からの基盤業務であるARIB運用規定作成の関連業務、エンジニアリングサービス業務、著作権保護関連のRMP業務なども、放送という重要な社会インフラの安定的な運用のために欠かせないDpa固有の事業であり、確実に推進していく必要があることが確認されている。

そして、検討部会のもうひとつの大きなテーマであった「新公益法人制度への対応の方向づけ」については臨時理事会で審議の結果、2013年4月を目途として一般社団法人に移行することを目指すことになり、本総会に新定款案を提案する運びとなった。Dpaにとっては、団体統合以来の組織形態の変更となるが、円滑な移行に向けて万全を期していきたい。

## **I-1. 事業統轄部門**

2012年3月31日までに日本全国でアナログ放送が終了することにより、Dpa一般会計のデジタル放送普及促進事業は最大の目的を達成する。一方、国の補助金によるデジサポ事業・衛星セーフティネット事業は2012年度も継続する。この状況に鑑みて、Dpaの2012年度事業では「国費事業の安定的推進」を最優先とし、一般会計事業においては、国費事業の進捗状況を見守りながら、完全デジタル移行の実質的完成に向けた調査・研究・広報等を実施し、新たに必要性が認められた事業については臨機応変に対処する。また、BSとワンセグについては事業環境の変化に積極的に対応する。

以下、国の補助事業および一般会計事業に関する各担当部署の事業計画、重点活動項目等を記載する。

### **1. テレビ受信者支援センター（デジサポ）**

2012年度のデジサポ体制は全国16拠点を基本に構築し、地上デジタル放送への移行後の対策として、受信相談や訪問調査、新たな難視の受信側対策、周波数リパック対策、デジタル混信対策など、全国協議会・地域協議会、自治体、地デジコールセンター等関係者と連携しつつ、着実に実施していく。

なお、アナログ放送終了が2012年3月31日に延期された東北3県（岩手、宮城、福島）については必要な対応を継続実施し、全国のデジタル完全移行を実現する。

#### **(1) 東北3県への対応**

2011年度末のアナログ放送終了直後については、臨時相談コーナーや戸別訪問を中心に、レスキュー対応を含め迅速・的確な受信者対応等を継続して行い、円滑なアナログ終了を達成する。

## (2) 受信相談・現地調査

受信相談については、引き続き、全国のデジタル受信に関する相談に地デジコールセンターと連携して丁寧に対応する。必要により測定車等による現地調査も行い地域の電波事情に即して適切なサポートを実施する。

## (3) 新たな難視対策

新たな難視については地域協議会が策定する対策計画に基づき、ケーブルテレビ移行や高性能アンテナ対策、共聴新設など、受信側の恒久対策を全国的に強力に推進する。受信点調査や技術サポート等の支援を行うとともに、助成金対応を適切に実施する。

## (4) 周波数リパック・混信対策

周波数リパック対策については、再編リパック・改善リパックともに送信チャンネルの変更に伴う受信機の再スキャン対応や受信アンテナ対策、共聴改修などを円滑に進める。特に、秋田デジタル親局などの大規模対策にあたっては、これまで蓄積したノウハウを十分生かしつつ地域協議会等と緊密に連携し対応していく。また、受信側のデジタル混信対策として、ケーブルテレビ移行や高性能アンテナ対策、フィルター追加等の支援を継続して実施する。リパックや混信対策に伴う共聴改修や送信機改修、受信対策に関する助成金対応も的確に進めていく。

## 2. 衛星セーフティネット事業室

2012年度の衛星利用による暫定的難視聴対策（衛星セーフティネット）事業は、2011年度で東北3県を除く44都道府県の利用申込受付と受信設備整備支援対策が終了したことにより、送信・利用者管理事業を中心に業務を円滑かつ確実に推進する。また、東北3県の受付・対策については確実に業務を実施していく。

### (1) 送信・利用者管理事業

2012年度は、地デジ難視対策衛星放送の安定確保に努めるほか、当該放送の利用者管理については、東北3県の申込受付を実施するとともに、44都道府県はホワイトリスト（衛星セーフティネット対象リスト）地区転入者への放送利用に対応して行く。また、ホワイトリスト地区における地上デジタル放送の視聴のための恒久対策が進められて行くが、その視聴が可能になった利用者に対して順次、放送利用を終了して行く。

### (2) 受信対策事業

2012年度の受信対策事業は、ホワイトリスト地区における当該恒久対策が順次進められる中で、地上デジタル放送の視聴が可能となった地区のBSチューナーの貸与者に対する返却や返却BSチューナーの保管等貸与チューナー管理を実施して行く。また、東北3県については、引き続き、衛星セーフティネットの受信設備整備支援を必要とする対象者に対して確実に対策して行く。

## 3. 地デジ普及企画部

2012年度は地デジ普及促進事業の規模を縮小するが、デジサポ事業・セーフティネット事業の継続からも明らかなように、完全デジタル移行の実質的完成までには、送受信環境の完備とデジタル受信機器の完全普及のための更なる施策が必要である。

また、テレビが引き続き情報インフラの中心的役割を担うメディアであることに鑑み、デジタル放送のメリットを訴求して高い機能を備えたデジタルテレビ時代の到来を周知するポジティブなPRが必要である。

＜具体的施策＞

### (1) 完全デジタル移行の実質的進捗状況を常に正確に把握するための情報収集。

### (2) 地上デジタル放送のメリットや活用方法などをPRして「さあ！テレビ新時代。」をアピールするための情報発信。

「普及促進委員会」において現状認識の共有を図り、必要に応じて具体策を検討し実施する。

## 4. BS 普及企画部

2011年7月24日の地上・BSアナログ放送の終了とデジタル放送へ完全移行(東北3県を除く)に伴い、地上・BS・110度CSのデジタル三波共用機を主流とするBSデジタル受信機も累計1億2,600万台(2011.12月末/NHK速報値)を超える普及状況となった。また、BSデジタル放送は、BSアナログ放送終了後の空き帯域とBS用に追加割当てられた新帯域を活用して、2011年10月に、新規BS12チャンネルがスタートし合計24チャンネルの体制となった。さらに、2012年3月には、新規BS7チャンネルが追加され、BS全31チャンネルが勢揃いする。

このような状況の中、BSデジタル放送の視聴可能世帯は、現在7割程度(72.3%/BS民放6社、12月調査)であり、さらに拡大の余地を残している。また、視聴者にはBSのチャンネルが拡充され楽しみ方が広がったという認識や視聴方法・選局方法等について、未だに十分浸透していない。

2012年度は、BS31チャンネル新時代の最初の年度となる。BS事業の中核は、「BSデジタル受信機の普及促進」から「BS実視聴促進のための周知広報」へ活動の軸足を移す。2012年度は、新時代を迎えたBSデジタル放送のさらなる周知広報を通して、視聴者が、地デジのほか、BSも含めたデジタル化のメリットや多様な放送文化が享受できる“テレビ新時代”の実現に貢献していく。

＜具体的施策＞

- (1) BS新時代の周知広報活動
- (2) BSデジタル放送お問合せセンターによるガイダンス業務の継続
- (3) BS視聴促進キャンペーンの検討(※関係各社の賛意を得て拠出金方式で実施)
- (4) テレビ新時代におけるデジタル放送に関する調査研究(※地上・BS共通)
  - ・デジタル放送の視聴動向、受信機の活用状況、受信環境等に関する調査研究
- (5) Dpaホームページによる情報発信(※地上・BS共通)
  - ・デジタル放送のポータルサイトとしての機能の充実  
(一般視聴者向けと会員社向けコンテンツ)

## 5. ワンセグ部

2006年4月に始まったワンセグは、2011年12月末には、対応する携帯電話の累計出荷台数が約1億1千万台に到達し(JEITA調査)、普及目標を順調に達成している。

また、ワンセグはオリンピックやサッカーW杯等大型イベント放送時にはいたる所で視聴されるなど、重要な社会インフラとなっている。災害発生時にはライフラインとして機能し、2011年3月11日の東日本大震災では、「災害時におけるワンセグの有効性」が再認識されたが、今後はワンセグのさらなる「利用促進」が課題である。

2011年度第3四半期に出荷された携帯電話のうち、スマートフォンの比率は4割を超えており、今後、この比率は高まっていくと予測される。

スマートフォンでは、LTE(Long Term Evolution)など高速インターネットやゲーム等の多様なアプリを簡単に利用でき、従来のワンセグ視聴とは異なる利用環境が生まれる。また、2012年春にはV-Highのマルチメディア放送がスタートし、蓄積視聴、ゲームなどの新しいサービスが始まる。

数年後にはV-Lowでも新たなマルチメディア放送(デジタルラジオ)の開始が予定されており、ここでは、災害放送や、従来のアナログ・AMラジオ的なサービスが期待されている。

「ワンセグ」を取り巻くこのような急激な環境の変化に対応するには、通信事業者、放送事業者、受信機メーカーによる市場拡大のための建設的な意見交換が益々重要になる。ワンセグ委員会との連携により、これら諸課題についての検討を進めていく。

＜具体的施策＞

- (1) 新しい携帯端末の(各社ツールの)運用ルール等のあり方の検討
- (2) 新時代に相応しいコンテンツの模索

- (3) 新時代に向けた調査研究
- (4) 災害時における携帯端末利用の啓発

## 6. エリア情報部

これまでホームページで提供してきた中継局の開局予定・開局済みの情報や「放送エリアのめやす」の情報は、現在も広く国民・視聴者等に活用されており、2011年7月24日の地上アナログ放送の停波後もHPへのアクセスは続いている。

2012年度は、新たな難視を解消するための中継局の置局、中継局の増力・送信パターン変更の実施などが引き続き行われる。更に一部親局や中継局においてチャンネルリパックの実施があり、また関東広域圏親局の送信所の設置場所が東京タワーから東京スカイツリーに変更される予定である。今後もこれらの変化に応えるため、各地域の地上デジタル放送推進協議会等と連携して、中継局の開局予定・開局済みの情報を提供すると共に、新規置局や既設局送信条件の変更により放送エリアの変更があった場合には「放送エリアのめやす」に反映し、エリア情報を的確に提供していく。

<具体的施策>

- (1) 中継局の開局や送信パターンの変更情報等の収集
- (2) HPを通じ中継局情報の的確な提供

## I-2. 管理統轄部門

2011年7月24日に東北被災3県を除く44都道府県においてアナログ放送が終了し東北3県におけるデジタル化も3月末に終了する。しかし、終了後においても未対応者へのレスキュー活動、「周波数再編対策(チャンネルリパック)」事業、衛星セーフティネット事業などの継続事業があり、管理部門として全組織の事業活動が円滑に展開できるよう引続き支援体制を整えていく。

総務、人事、経理関係では、デジサポ業務を含め、適正な組織・要員配置、コンプライアンス遵守、事務所経費抑制などに努め、国の補助金事業及び一般会計事業予算の的確な執行と共に、効率的で堅実な組織運営に尽力する。

「新公益法人制度」への対応については、2013年4月1日を目途として、一般社団法人への移行に向け具体的な準備を進める。広報関係では、地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送の周知広報活動を種々の機会を捕らえ継続する。RMP管理業務においては、関係方面との連携のもと、放送番組著作権保護に関する業務を着実に実施すると共にデジタル移行後の課題等を検証し業務を推進する。

また、技術部・ES業務部関係では2012年以降を見据えた事業展開を念頭に置き、安定的運用に向け各種改訂作業等に取り組んでいく。

以下、各担当部署の事業計画、重点活動項目等を記載する。

### 1. 総務部

総会、理事会、運営委員会等諸会議の運営、Dpa全体に関わる行事等への対応、職場環境整備、危機管理を含む規程類の見直し、会員獲得、経費削減など、基盤的業務を着実に実施する。また、一般社団法人への移行準備を具体的に進める。

### 2. 人事部

人事事項につき、的確に管理を行うとともに、労務管理といった社会的規範への適正な対応、組織・体制につき適時見直していく。特にアナログ放送終了後のDpa事業の動向を見据え、デジサポ、事務局の要員関係につき関係部署と調整しながら適切な対応に努める。

### 3. 統括経理部

Dpa 全体の業務執行に資する会計情報の把握、適正な会計処理、外部監査等への的確な対応に努めると共に新公益法人制度の申請準備を遅滞なく進める。

### 4. 補助金経理部

国の補助事業実施にあたり、会計処理基準に沿った適正な支出管理と、きめ細かな予算把握及び的確な事業執行に努める。

### 5. 広報部

第1段階のテレビ放送の完全デジタル化実施が終了したが、東北3県のアナログ放送終了の後フォローを含め引き続き国民・視聴者へデジタル放送の理解浸透がなされるよう関係各方面との情報交換などを継続し、Dpa、デジサポ事業に対する理解促進を図る。

### 6. RMP 管理部

- (1) コピー制御方式利用に関する業務の円滑・安定的な運用を図る。
- (2) コンテンツ保護に関する周知広報を実施するため、視聴者・販売店への適切な説明対応を行う。また、コピー制御お問合せセンターの効果的、効率的運用に努める。
- (3) インターネットオークションや動画投稿サイトにおける放送コンテンツの違法流通対策を行い、放送コンテンツ流通環境の健全化を推進する。
- (4) 双方向サービスの安全確保のための汎用ルート証明書の実運用を支援する。

### 7. 技術部

- (1) 運用規定策定の推進  
地上デジタルテレビジョン放送およびBS/広帯域CSデジタル放送に関連する新たな要件に対応するため、運用規定（ARIB TR-B14 および TR-B15）改定に係る作業支援を引き続き推進する。
- (2) 放送事業者、メーカー等への協力体制  
放送事業者、受信機器メーカー、キャリア等が抱える案件に対し、連絡調整作業を通じ協力体制を継続する。
- (3) 新たな要件等に対する技術的支援  
デジタル放送完全移行後の新たな要件、課題等に対し、技術的支援を継続する。

### 8. ES業務部

- (1) 信頼性の高いES業務の継続  
ES特別委員会委員及び業務委託事業者との連携により、これまでと同様、信頼性の高いシステム運用を継続する。
- (2) 「チャンネルリパック」推進  
2011年7月の完全デジタル化完了（東北3県を除く）後に始まった「チャンネルリパック」実施において、重要な役割を持つ地上ESデータ処理を注意深く実施する。
- (3) ESデータ申請・運用システムの更なる改善  
ESユーザーからシステム改善要望を収集し、更に効率的で使い易いESデータの申請及び運用システムの改善を検討する。
- (4) 2012年度以降のES事業の対応  
2012年度以降の適切な業務継続の実施および、更なる業務の見直しを行なう。